

## 携帯情報端末の適正な使用に関する規程（案）

### 第1条（目的）

本規程は、会社が従業員に対して貸与する業務用携帯電話、スマートフォン、ノートパソコン、タブレットその他情報端末（以下すべて総称して「業務用携帯情報端末」という。）の適正な使用を確保するために定めるものである。

### 第2条（貸与対象者）

業務用情報端末の貸与対象者は、全従業員とする。

### 第3条（貸与手続）

会社は、貸与対象者から会社所定の誓約書の提出を受けることにより、業務用携帯情報端末を貸与する。

### 第4条（貸与対象機種等）

- 1 会社が従業員に貸与する業務用携帯情報端末は、会社名義のものとし、所有権は会社に属する。
- 2 貸与する機種や通信事業者は、会社が決定する。

### 第5条（遵守事項）

- 1 会社から業務用携帯情報端末の貸与を受けた従業員は、その使用に関し、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。
  - (1) 会社から命じられた業務を遂行する目的でのみ使用し、職場及び就業時間の内外を問わず、それ以外の目的では一切使用しないこと。
  - (2) 常に丁寧に取り扱い、破損・紛失し、又は盗難されないよう細心の注意を払うこと
  - (3) 貸与を受けた従業員本人のみが使用し、他の従業員を含め、他の人には使用させないこと。
  - (4) 情報セキュリティ管理は、会社または通信事業者から指示を受けた方法により確実に行い（アップデートを含む。）、常に業務用携帯情報端末を適切な状態に保つこと。
  - (5) OS やアプリケーションの改造、ロック機能の変更をしないこと。
  - (6) 会社が許可していないアプリケーションをインストールしないこと。
  - (7) 業務用携帯情報端末に保存されている電話帳、電子メール等のデータを会社の許可なく削除しないこと。
  - (8) 業務用携帯情報端末に保存されている会社の情報を外部に漏洩しないこと。

- (9) この規程のほか、業務用携帯情報端末の使用に関する会社の指示並びに業務用携帯情報端末メーカー及び通信事業者が定める利用規約を遵守すること。
- 2 上長は、部下が会社から業務用携帯情報端末の貸与を受けている場合であっても、業務上の必要性がある場合にのみ当該業務用携帯情報端末に連絡を入れるものとし、所定労働時間外においてみだりに業務連絡その他の連絡をしない。

#### 第6条（費用負担）

業務用携帯情報端末の使用にかかる費用は、原則として会社が負担する。ただし、従業員が前条第1項各号に定める事項に違反して使用した場合、その使用によって生じた費用は、従業員の負担とする。

#### 第7条（紛失、破損等があった場合の取扱い）

- 1 従業員は、貸与を受けた業務用携帯情報端末又はその付属品を、破損又は紛失し、若しくは盗難にあったときは、直ちに会社に報告しなければならない。
- 2 会社は、業務用携帯情報端末について従業員から前項の報告を受けた場合は、遠隔操作により端末ロックをかけた上で、GPSにて所在場所を調査し、その場所が特定できた場合は、速やかな回収を図る。回収については、当該業務用携帯情報端末を使用していた者に指示する場合もある。
- 3 前項の調査によっても回収ができなかった場合には、会社は、遠隔操作によりデータの削除等必要な措置を行う。
- 4 業務用携帯情報端末又はその付属品の破損又は紛失が従業員の故意又は過失による場合には、会社は、それによって被った損害の賠償を従業員に求めることができる。

#### 第8条（使用状況の調査）

会社は、従業員に対して貸与した業務用携帯情報端末について、使用状況や通信状況等を調査（モニタリングを含む。）することがある。その場合、従業員は、これに応じ、かつ、必要な協力をしなければならない。

#### 第9条（会社の指示に基づかない使用の取扱い）

従業員が所定労働時間外において、貸与を受けた業務用携帯情報端末を使用して業務に関する作業を行った場合であっても、その作業が上長の具体的指示に基づかない場合には、その作業に要した時間は、賃金（割増賃金を含む。）の支払の対象としない。

#### 第10条（返却命令）

- 1 会社は、従業員が退職する場合その他貸与する業務上の必要性がなくなったと判断した場合又は従業員が本規程に違反する等貸与しておくことが相当ではないと判断した

場合には、従業員に対し、貸与していた業務用携帯情報端末及びその付属品の返却を命じる。

- 2 従業員は、前項により返却を命じられた場合には、速やかに、会社所定の方法により返却に応じなければならない。

#### 第11条（懲戒処分）

- 1 従業員が本規程に違反したときその他従業員による業務用携帯情報端末の不適切な使用が認められる場合には、雇用契約又は会社規程に定めるところにより、当該従業員に対し、懲戒処分を行うことがある。
- 2 前項の場合において、上長に管理監督義務違反が認められる場合も同様とする。

（附則）

この規程は、令和●年●月●日から施行する。